

保育の利用基準表

保育指数は、選考指数と調整指数を合算した数です。

選考指数

番号	保護者の状況			選考指数	実施期間	
	類型	細目				
1	労働	外勤	週5日以上	週40時間以上の就労を常態	10	・最長就学前まで ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで
				週30時間以上40時間未満の就労を常態	9	
				週20時間以上30時間未満の就労を常態	8	
			週4日以上	週32時間以上の就労を常態	9	
				週24時間以上32時間未満の就労を常態	8	
				週16時間以上24時間未満の就労を常態	7	
		在宅勤務	週3日以上	週24時間以上の就労を常態	8	
				週18時間以上24時間未満の就労を常態	7	
				週12時間以上18時間未満の就労を常態	6	
			週に12時間以上の在宅勤務	6		
週3日未満	月48時間以上の就労を常態	5				
2	求職	就労内定 (採用予定証明書の提出あり)	保育実施月から月48時間以上の就労が確定している	4	2カ月以内	
			「同一保育指数の場合の優先順位」⑥に該当の場合は、分類番号1を準用	※1		
		就労未定 (採用予定証明書の提出なし)	求職、起業準備のため昼間外出を常態としている	3		
3	出産・ 疾病・ 負傷・ 障害	出産	予定月をはさんで産前2カ月から産後2カ月まで	7	5カ月以内	
		疾病・負傷	入院	1カ月以上の入院が確定している場合も含む	10	入院、療養を要しなくなる月の翌末日まで
			居宅内療養	常時臥床	10	
				精神性の疾病・感染症	10	
				一般療養	8	
		心身障害	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度・3度 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度 身体障害者手帳4級	10	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで	
8						
6						
4	看護 (介護)	施設付添	週5日以上常時付添が必要	10	付添、送迎、介護を要しなくなる月の翌末日まで	
			週4日以上常時付添が必要	9		
			週3日以上常時付添が必要	8		
		施設送迎	週3日以上送迎が必要	7		
		自宅介護(別居の児童の祖父母を含む)	重度のため常時観察と介護が必要 上記以外の観察と介護必要	9 6		
5	災害	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		10	災害の復旧が終了する月の末日まで	
6	その他	就学 職業訓練	既に就学・職業訓練のため昼間外出を常態としている	※1	※1	
			就学・職業訓練が内定している場合	4	2カ月以内	
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要とみとめられる場合		※2	※2	

注：就労時間は、休憩時間を含みます。

※1は、分類番号1を準用。 ※2は、分類番号1～5を準用。

調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)	+2
2	ひとり親の世帯(同居の者がいない世帯)、または両親不存在の世帯	+2
3	同居のきょうだい認可保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所(地域枠)及び認定こども園(保育部分)に在園している世帯、または同時期に同居のきょうだいで申請している世帯	+1
4	生計中心者が失業している世帯	+1
5	在園児または卒園児が保育料を過去3カ月分以上滞納している世帯	-3

注：調整指数が重複した場合はそれぞれを合計しない。ただし番号5は除く。